

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>学校教育</u>を行い、社会に貢献する有徳の人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p><u>宝塚医療大学 保健医療学部</u></p> <p><u>理学療法学科</u></p> <p><u>柔道整復学科</u></p> <p><u>鍼灸学科</u></p> <p>平成医療学園専門学校 医療専門課程 横浜医療専門学校 医療専門課程 なにわ歯科衛生専門学校 医療専門課程</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p><u>(1) この法人が設置する大学の学長</u></p> <p>(2) この法人が設置する専門学校の校長の内から理事会において選任した者 <u>1人</u></p> <p><u>(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人以上</u></p> <p><u>(4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4人以上</u></p> <p>2 <u>前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</u></p> <p>(監事の選任及び職務)</p> <p>第 8 条 監事は、この法人の理事、職員(<u>学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ</u>)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>専修学校教育</u>を行い、社会に貢献する有徳の人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>平成医療学園専門学校 医療専門課程 横浜医療専門学校 医療専門課程 なにわ歯科衛生専門学校 医療専門課程</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) この法人が設置する専門学校の校長の内から理事会から選任した者 <u>1人以上</u></p> <p><u>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人以上</u></p> <p><u>(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 5人以上</u></p> <p>2 前項第 <u>1 号及び第 2 号</u>の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>(監事の選任及び職務)</p> <p>第 8 条 監事は、この法人の理事、職員(校長、教員その他の職員を含む。以下同じ)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。</p>

<p>2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の業務を監査すること。</p> <p>(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>(4) 第1項又は第2項の規定による監査の結果、この法人の財産又は業務に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>文部科学大臣</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 前項の報告をするため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第10条 役員(第7条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。</p> <p>(理事会)</p> <p>第14条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p>	<p>2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の業務を監査すること。</p> <p>(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>(4) 第1項又は第2項の規定による監査の結果、この法人の財産又は業務に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>大阪府知事</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 前項の報告をするため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第10条 役員(第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。</p> <p>(理事会)</p> <p>第14条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p>
--	--

- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(業務の決定)

第15条 削除

- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(業務の決定)

第15条 学校法人の業務は理事会において決定する。

(諮問事項)

第 24 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金等の募集に関する事項
- (8) 収益事業に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(会計)

第 34 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行い、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関わる会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(決算及び実績の報告)

第 37 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後 2 月以内に、理事長が、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(同意事項)

第 24 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金等の募集に関する事項
- (8) 収益事業に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(会計)

第 34 条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関わる会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(決算及び実績の報告)

第 37 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後 2 月以内に、理事長において、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

<p>(解散)</p> <p>第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) <u>文部科学大臣</u>の解散命令</p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣</u>の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合併)</p> <p>第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2議決を得て<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない</p> <p>第7章 <u>寄附行為の変更</u></p> <p>(<u>寄附行為の変更</u>)</p> <p>第44条 この<u>寄附行為</u>を変更しようとするときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>に届け出なければならない。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第47条 この<u>寄附行為</u>の施行についての細則</p>	<p>(解散)</p> <p>第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) <u>大阪府知事</u>の解散命令</p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>大阪府知事</u>の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては<u>大阪府知事</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合併)</p> <p>第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2議決を得て<u>大阪府知事</u>の認可を受けなければならない</p> <p>第7章 <u>寄付行為の変更</u></p> <p>(<u>寄付行為の変更</u>)</p> <p>第44条 この<u>寄付行為</u>を変更しようとするときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>大阪府知事</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>大阪府知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第47条 この<u>寄付行為</u>の施行についての細則</p>
--	--

<p>その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。</p> <p><u>附則</u> <u>この寄附行為の組織変更時の役員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>理事長 岸野 雅方</u> <u>理事 武田 功 理事 浅谷 佐智子</u> <u>理事 金田 正徳 理事 渡邊 秀夫</u> <u>理事 岸野 政子 理事 吉田 洪先</u> <u>理事 中谷 裕之 理事 西尾 明憲</u> <u>理事 榊 典夫 理事 吉田 明代</u> <u>監事 佐々木 敏人 監事 土江 直一</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 22 年 10 月 29 日)から施行する。</u></p>	<p>その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。</p>
--	--